

公示

健診委託機関による医療機関受診勧奨の委託機関の募集について

1. 委託業務概要

健診機関は、生活習慣病予防健診を受診した結果、血圧・血糖・LDL-C 値が要治療・要精検と診断された者に対し、受診勧奨及び受診確認を行い、健診機関は支部に件数を報告、支部は受診状況を確認し、受診件数に応じて委託費を支払うこととする。

2. 委託契約及び委託契約期間

委託契約は、全国健康保険協会新潟支部長と委託条件を満たした機関との間に「健診委託機関による医療機関受診勧奨委託契約」を締結します。

なお、委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとします。

3. 委託条件

協会支部契約の生活習慣病予防健診機関であること。なお、本業務については公募により実施し、希望する健診機関は公募期間中に「医療機関受診勧奨業務委託受託申請書（様式1）」を協会支部に提出すること。提出された資料等について、内容審査を行い決定します。

4. 提出書類

- (1) 受託申請書（様式1）
- (2) 受診勧奨文書（任意様式）※文書で実施する場合
- (3) 受診確認文書（任意様式）※文書で実施する場合

5. 受付期間

令和7年4月7日（月）から令和7年9月30日（火）まで

受付時間 8：30から17：15まで ※土日・祝日は除く

6. 提出・問い合わせ先

〒950-8513 新潟市中央区東大通2丁目4-4 日生不動産東大通ビル3階

全国健康保険協会新潟支部 保健グループ （担当）松野

電話 025-242-0260（FAXでの提出は不可）

7. その他

- (1) 提出された書類一式は、返却しませんのでご了承ください。
- (2) 本事業応募に係る提出書類作成及び提出等に要する費用はすべて受託者の負担とします。

以上